

理事長挨拶

理事長 吉永 宣生

平成17年5月に端を発した「保険業法」の改正以来、民間社会福祉施設職員の退職手当共済制度は、種々の「外圧」にさらされ、さらに、公益法人改革の流れのなかで大きな変革を求められてきました。

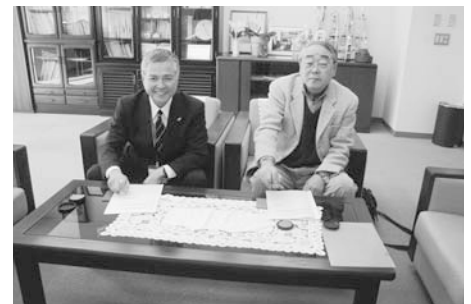
しかし、本県の職員退職手当共済制度は、平成15年に思い切った改革に取り組んできた結果、幸いにもそれらの大波に翻弄されることなく、ひとつひとつの課題を解決して行くことができました。それらは、ひとえに、会員各位の見識ある統一された対応がなされてきたことから、でき得たものと存じております。

さて、このたび会員各位のご英断と、高知県社会福祉協議会様の一方ならぬご尽力により、「事業移管」という形により、当面考えられる最良の選択をすることができましたことは、大変喜ばしいことと存じます。

平成23年6月以来、微力であることもわきまえず、理事長という大役をお受けし、理事・監事の役員の方々をはじめ、評議員の皆様方のご支援をいただきながら、とりあえず「一山を超えた」ことを、安堵しております。短い間でしたが、各位のご支援ご鞭撻に感謝申し上げます。

民間社会福祉施設職員の退職手当共済事業は、これからも社会福祉施設経営のなかでも、職員の福利厚生のための大きな役割が求められていますが、独立行政法人福祉・医療機構が運営する「社会福祉施設職員等退職手当共済」事業の運用上の基本的課題も含めて、必ずしも万全の状態とはいえません。

本財団は、平成25年3月31日をもって解散いたしますが、会員各位におかれては、引き続き、本制度の安定経営についてご協力いただきますことをお願いいたしまして、解散並びに退任のご挨拶とさせていただきます。



退職手当共済事業は、平成25年4月1日からは社会福祉法人高知県社会福祉協議会が実施します。

新公益法人制度に対応するため、公益法人関係法が平成20年に施行されて以来、移行する法人形態の検討を進めてきましたが、平成24年12月4日に開催された社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の理事会・評議員会で、又、12月20日に開催した当財団の理事会・評議員会で、退職手当共済事業を平成25年4月1日に県社協に移管することの覚書を締結することが承認されました。あわせて、それぞれの理事会・評議員会で、事業移管に関連する定款等の改正の議案が承認され、平成24年12月20日に県社協の会長と当財団の理事長が事業移管の覚書を締結しました。

このことから、当財団の行っている退職手当共済事業は、平成25年4月1日からは県社協が実施し、当財団は平成25年3月31日限りで解散することとなりました。

県社協に事業移管しても、その実施する事業内容は平成24年10月19日の説明会で説明したとおり、当財団が現在行っている内容と変わるところはありません。

共済契約者から退職共済掛金としてお預かりし、信託銀行で運用している退職積立金は、平成25年4月1日に当財団の名義から県社協の名義に変わりますが、退職積立金の資産運用方法は投資信託の「年投口」といわれる今までの運用方法と変わりません。

県社協は実施している公益事業の一つとして、退職手当共済事業を実施することから、投資信託の「年投口」から得られる収益については、今まで同様非課税として実施されます。

ただ、説明会でもお願いしたように、共済契約者は運営している施設・事業所単位で県社協の会員規則による会員である必要があります。

このことについては、平成25年1月に共済契約者に求めた退職手当共済事業の移管に関する同意書において同意を得ていますが、この会員規則による会費の納入については、4月に入り県社協から案内がありますので、よろしくお願いたします。

「平成24年度全国民間社会福祉従事者共済 連絡協議会・全国会議」の報告

宮城県仙台市において9月12日から14日までの3日間の日程で『平成24年度全国民間社会福祉従事者共済連絡会議全国会議』が開催されました。会議の中日には、東日本大震災被災地の視察も組み入れられ、「いま求められる組織力」をメインテーマとして下記のとおり全体会議・分科会が開催されました。本県からは吉永理事長、藤田制度検討委員会委員長、刈谷資産運用管理委員会委員と事務局松田の4名が参加しました。

1日目（9月12日）【全体会議】

- (1) 基調講演1「介護人材確保対策の動向について」
厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課福祉人材確保対策室マンパワー企画係長 上辻 暁久 氏
- (2) 基調講演2「金融施策の動向と共済制度」
東北財務局 金融監督第一課長 加藤 光伸 氏
- (3) パネルディスカッション「共済制度実施団体の運営責任」～最低限のルールとチェックポイント～
〔パネリスト〕
- 神戸学院大学 教授・弁護士 小櫻 純 氏
 - 明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室 特別年金コンサルティンググループ グループマネージャー 浦嶋良日留 氏
- 〔進 行〕
- 全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会 常務理事・事務局長 塚口 研一 氏

2日目（9月13日）【被災地見学研修】

3日目（9月14日）【分科会】

- 第1分科会「共済制度実施団体の資産運用」
・タワーズワトソン(株)インベストメント部門 シニア・インベストメント・コンサルタント 五藤 智也 氏
- 第2分科会「危機管理対策の必要性を考える」
～個人情報、経理処理、文書管理、災害・非常時の対応について～
〔パネリスト〕
- 龍谷大学 法学部教授・弁護士 今川 嘉文 氏
 - (社)北海道民間社会福祉事業職員共済会 事務局長 馬場佐智子 氏
 - (福)岩手県社会福祉協議会 総務部長 宇土沢 学 氏
- 〔進 行〕
- 全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会 常務理事・事務局長 塚口 研一 氏

報 告

〈理事長 吉永 宣生〉

今年は、一段と残暑厳しい9月に、宮城県仙台市で『平成24年度全国民間社会福祉従事者共済連絡会議全国会議』が開催されました。その概要を報告します。

【第1日目】（9月12日）全体会議

◆基調講演1『介護人材確保対策の動向について』

*介護を取りまく環境

- わが国は、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行している。平成19(2007)年に、65歳以上人口が全体の21%に達したが、ドイツ、イギリス、スウェーデンではいずれもまだ達していない。一方、総人口は、平成16年以降減少傾向にはいっており、2055年には9千万人台になると予測されている。
- 「社会保障給付費」（年金・医療・福祉他の給付総額）は平成24年度予算ベースで、109兆円に達しており、単年度国家予算額を超える額となっている。

*介護職員の状況

- そうした中で、介護職員は平成21年度には134万人を越えており、介護保険がスタートした12年度に比べて倍以上の人員に達している。そして、今後の介護職員の必要数は、平成37(2025)年には、さらに、今より約1.5倍の250万人の需要が見込まれている。

*介護人材確保対策

- 介護福祉士の修学資金貸付、キャリア形成促成助成金、介護職員処遇改善加算の創設等の施策を講じている。

◆基調講演2『金融施策の動向と共済制度』

*根拠法のない共済契約者保護ルールの導入

- 平成17年5月に「保険業法」の一部改正を公布（施行：平成18年4月）任意団体等で、特定の者に対して保険業類似の事業を行う者については、法規制や、監督官庁がないことから「詐欺事件」等が多数発生したことにより、規制が必要になった。

- ・本来「保険業法」では、「不特定の者を相手方として保険の引受を行うもの」が対象になっていたところを、「特定の者を相手方にする」場合にも、保険業法による規制をかけることとした。

(注)この法改正により、「退職共済事業」も、「保険業法の対象になる可能性が発生したが、金融庁等の調整により、民間福祉施設関係者の退職共済事業については、改正保険業法の対象外となることが確認されました。

*公益法人制度改革

～新・非営利法人制度～

- ・平成20年12月に、従来の財団法人や、社団法人を対象とした「公益法人」改革が進められることとなる。(「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行)組織改変の期限は平成25年11月30日。

(注)この法改正により、「財団法人高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団」も組織変更を迫られることとなった。

- ・従来、財団法人や社団法人は原則として「非営利法人」として位置づけられ公益性の高い組織とみなされてきました。そのために、税制上も「非課税」または、「低率の課税措置」がとられていました。しかし、共済事業の詐欺事件等の相次ぐ不祥事もあり、新たな規制を必要とする事態になり、その結果「ガバナンス機能の強化と、課税措置の強化が図られることとなりました。

※ガバナンス機能とは、主に組織内の統制機能のことを言います

- ・今回の改正で、それらの優遇措置が引き続き受けられる組織は『公益社団・財団法人』の認可を新たに受けた組織のみとなり、『一般社団・財団法人』は、公的な規制は緩和されるものの、税制上の優遇措置はなくなることとなりました。

(注)「財団法人高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団」は、組織変更はせず、社会福祉法人である『社会福祉法人高知県社会福祉協議会』へ事業を移管することとなり、継続して税制上の優遇措置等を引き続き存続させることが可能となりました。

◆パネルディスカッション「共済制度実施団体の運営責任」～最低限のルールとチェックポイント～

*小櫻氏

〈はじめに〉

- ・共済制度の積立金管理者は運用者選任に当たって、どのような注意を払うべきかを問われ、選任後の投資活動も監視する必要がある、その手続きもあらかじめ決めておかなければならない。これが「コンプライアンス」である。
- ・このコンプライアンスの確立が急務であり、単に責任回避のために専門家と称する人を雇えば良いということではない。例えていえば、包括的なルール構築ができていなかった、厚生年金基金をめぐる「A I J株式会社」のような輩が出てきて、違法行為を仕掛けてこられるようなことを考えておかなければならない。

〈退職金や年金の必要性と問題点〉

- ・一般庶民の老後は、生活資金を稼ぐことができなくなった後に、定期的に給付される資金、すなわち退職金や年金は、個人的にも社会的にも意味のあることである。
- ・一般に、「金融商品取引法」違反に問われるのは、理事や運用者や受託銀行等である。
- ・「厚生年金基金法」では、理事に運用責任を負わせている。理事は、規約や代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその職務を遂行しなければならない。また、理事は基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずることとなる。

*浦嶋氏

〈受給権保護のための3つの柱〉

- ・年金等を運用するものには、受給権保護のための守らなければならない3つの柱がある。それが、つぎの項目である。
積立義務・・・財政再計算(少なくとも5年に一度は実施)積立剰余の制度内留保
受託者責任・・・加入者に対する忠実義務、分散投資義務
情報開示・・・資産運用状況、財務状況等の情報開示義務
- ・また、運用に当たっては「運用指針」(運用ガイドライン)の策定が求められており、このなかで、理事の役割と責任が明示されている。なかでも、基本的な留意事項として、4つのことが求められている。
分散投資の義務・・・投資対象の種類等について分散投資をすること
資産構成の重視・・・資産全体のリスク、リターンを考慮して個々の資産の選択を行うこと
資産特性等への配慮・・・資産の選択に当たっては、つぎのことを考慮する
①基金の目的との整合性を考える ②資産全体のリスク、リターンを考慮する
③流動性やコストを考慮する ④運用受託期間(信託銀行等)の能力配慮
資産状況の把握・・・少なくとも四半期毎に、資産構成割合を時価で把握

〈注意義務違反の恐れがある事例〉

[基本的留意事項]

- ①運用可能な資産のリスク、リターン分析をせず、より低いリスクで高いリターンを確保できる可能性があるにもかかわらず、結果として分散投資を行わなかった。
- ②政策アセットミックスを、コンサルタント会社に委託し、提案について独自の精査をしなかった。
- ③基金全体のリスク、リターン分析をせず、株式や外貨建等のハイリスクであることを理由に、安全資産だからというだけで、債権に全資産を投資した。

[運用の基本方針]

- ①基金の個別事情を考慮せず、他の基金の運用基本方針をそのまま方針とした。
- ②政策アセットミックスを作成する際に、市場環境等の運用面だけを考慮し、予定利率の見直し等に考慮しなかった。

[運用の委託]

- ①過去の運用実績が優れているという理由のみで運用受託機関を採用し、運用内容や、運用体制についてのチェックを行わなかった。
- ②事前に、十分な定性評価をせず、業界で名の通った運用受託機関を新規に採用した。

[自己研鑽/理事の責任]

- ①資産管理運用業務に関する知識が不足していることを自ら認識していたが、研修の受講等による知識修得の努力を怠り、また専門家の助言を求めたりしなかった。
- ②運用執行理事から、提案された新規商品の採用に関して、納得できない点があったが、知識不足であるという自己認識から、あえて確認せず議案に賛成した。

【第2日目】(9月13日)「東日本大震災」被災地見学

朝9時にホテルを出発し、仙台宮城ICから「東北自動車道」を通り、気仙沼市までは、震災前であれば2時間足らずで着く距離なのですが、国道の不通箇所などもあり、迂回しながら3時間近くかかり、昼前に気仙沼に着きました。

1年6ヵ月を経た市内中心部には、まだ「更地」のままの場所も多数ありましたが、高台にある昼食を摂ったホテルから見た気仙沼湾の景色には、「震災の爪あと」は気付きにくい感がありました。しかし、ホテルの方が撮影された震災当日のVTRは、臨場感溢れる衝撃的な映像を、目の当たりにすることになりました。

そして、市の中心部の東北に当たる市街地には、見渡すかぎり一軒の建物もなく、ボツンと取り残されたままの300トクラスの貨物船が、いやおうなく目につき、その船体の下に押し潰された数台の乗用車は、今も遺体搜索もできないままだったのでした。

気仙沼名物のひとつ「フカヒレ」の加工場もほぼ全滅状態だったそうで、地盤沈下もひどく、現地での操業復旧の見通しは立っていないということでした。

午後は、「みやぎ三陸黄金海道」といわれた国道45号線を南下し、南三陸町志津川に向いました。志津川は南三陸町の中心部で、「東日本大震災」関連のTVで幾度となく放映された、あの大津波警報を防災無線で繰り返し伝え、殉職された女性職員のおられた「防災センター」のあったところです。

国道45号線は、「南三陸金華山国定公園」内を走る路線で、絶好の海水浴場が連なるところだったそうですが、大津波のために白砂はほとんど流されてしまい、磯だけが残されていました。JR気仙沼線もズタズタに寸断され、橋げたのコンクリートだけが各所に残っていました。

志津川の町並みは、全く残っておらず、防災センターなどの建物の鉄骨だけが見られるだけでした。そこでは、大津波のすさまじさと、殉職された多くの方々の悲運に身をつまされる思いでした。

高知や、徳島から参加していた人たち皆が、いずれ襲われるであろう「南海地震」による大津波を想起しながら、まさに他人事ではない恐ろしさを実感させられました。

【第3日目】(9月14日) 分科会

◆第2分科会『危機管理対策の必要性を考える』～個人情報、経理処理、文書管理、災害・非常時の対応について～

*今川氏

「法人役員の責任と危機管理の対策」

I. 役員の義務

1. 一般法人法による忠実義務違反

- ①適正、効率的な法人運営を行わない
- ②独断で重要な財産処分や多額の借入をする
- ③他の役員の不正行為を監督是正しない
- ④法人の資金による違法行為や目的外行為をする

2. 競業取引、利益相反取引の規制

上の取引を行う場合は、法人の承認(※理事会の議決等)が必要。但し、承認があっても損害が生じた場合、役員は善管注意義務違反として責任を負う。

3. 役員責任の概要

役員責任の追及は、次のようなものがある。

- ①行為の差止請求
- ②損害賠償責任
- ③役員等の解任請求及び解任の訴えなど

II. 役員の違法行為の種類

(1) 法令・定款等の違反

善管注意義務等の一般法人法違反や、刑事法違反、関連民事法違反、定款・内規違反などが対象となる。

具体的には、

- ①法人資金の私的流用
- ②杜撰な会計処理
- ③理事が、利害を有する関連団体との不透明な利益相反取引
- ④承認を得ない理事等の債務保証
- ⑤業務委託費の水増し支払や、水増し請求による差額の着服
- ⑥取引先への架空発注 等々

(2) 経営判断の裁量と逸脱・濫用

- ①無謀な新規事業への進出
- ②取引先選定の非妥当性
- ③監督官庁からの勧告の無視や違反
- ④反社会的勢力(暴力団等)への金銭の支出・利益供与 等々

(3) 役員の監視義務違反

- ①理事の監視を怠り、理事が独断で行った不当行為の看過
- ②特定の理事に業務執行を任せきること
- ③頼まれたの名義だけの役員委嘱 等々

(4) 内部統制(ガバナンス)システムの構築違反

- ①理事が不祥事の発生に適切に対応する体制を整備していない
- ②適切なリスク管理をしていない
- ③違法行為の発見に関する内部通報・報告を整備していない
- ④特定の理事に権限が集中し、当該理事の行動を制御できない体制
- ⑤不祥事の発生・再発を防止できない体制 等々



平成24年度上半期信託運用状況報告書（平成24年4月～24年9月）

○ 平成24年4月から平成24年9月にかけての運用状況

国内は、欧州債務問題や米国景気に対する懸念の高まりを背景に下落して始まった。その後、欧州中央銀行総裁のユーロ防衛に対する強い決意や、中国の景気減速懸念の高まり、欧米の金融緩和策による円高の進行など、好材料と悪材料が交錯して一進一退で推移した。一方、外国は、スペインやイタリアの財政再建不安や米国景気減速懸念から下落して始まったが、欧州中央銀行総裁や独仏首脳によるユーロ防衛が表明されると、反発した。

○ 運用環境

【国内債券】

欧州債務不安や世界景気の減速懸念から安全資産とされる日本国債に資金が集まり、7月後半には一時0.7%台後半まで低下した。その後、消費税率引き上げ法案の成立に向けた野党間の合意が崩れて財政再建が遅れるとの警戒感に加え、米国経済に対する回復期待の高まりを背景とした米長期金利の上昇を受けて、国内長期金利も上昇する局面があったが、中国景気減速懸念や欧州債務問題に対する警戒感の高まりなどもあり、0.77%で終えた。

【国内株式】

第1四半期の前半は、欧州債務問題に対する懸念が高まったことに加え、米国や中国で景気減速感が広がったことから、リスク回避の動きを強め大幅に下落した。後半には、ギリシャ再選挙の結果、ユーロを離脱する可能性が低下したことなどから、下げ幅を縮小した。第2四半期の前半はスペイン・イタリアの国債利回りが上昇し欧州債務問題が再燃したことで、リスク回避的な動きが強まり、相場は軟調に推移した。後半も投資家の慎重な姿勢は変わらず、再び軟調に推移した。

【外国債券】

世界景気の減速懸念から米長期金利は下落基調で始まった。欧州債務不安は熾り続け、イタリア国債の格下げやスペイン地方政府の財政難に対する懸念から、7月下旬には1.38%台まで低下した。9月には米連邦準備制度理事会による量的金融緩和第3弾を受け、金利は上昇したが、その後は欧州債務問題に対する警戒感の再燃等を受けて、低下基調となり1.63%で期末を迎えた。

【外国株式】

第1四半期はギリシャのユーロ圏離脱を巡る思惑やスペインの財政状態に対する懸念から欧州債務問題が深刻化したことと、米国経済指標の改善が一般化したことから外国株式市場は下落した。第2四半期は製造業を始めとする景況感や雇用に対する懸念は継続したものの、米連邦準備制度理事会による量的金融緩和第3弾の発表や欧州中央銀行による国債買い入れ策の表明などが株価の支援材料となった。

○ 「年金資産の運用に関する基本方針」と「ガイドライン」による資産構成割合は、下記のとおりです。

（単位：％）

資産分類	国内債券	国内株式	外国建債券	外国建株式	その他資産	合計
資産構成割合(時価基準)	55	20	13	9	3	100

ただし、上下7%以内の乖離幅を認める。

- 平成24年度の委託割合は、三菱UFJ信託銀行70%・中央三井アセット信託銀行30%です。

○ 共済制度を運営していくためには、長期的な視野にたつて予定利率に見合う運用実績を確保していく必要があります。信託運用は、様々な価格変動資産（株式、債券等）で運用しますので経済情勢に左右される側面があり、短期的には収益率が上下に振れる場合がありますが、長期的視点から見ていくことが大切だと考えています。

1. 運用機関別運用額

（単位：円）

	前年度末 (平成24年3月31日現在)	平成24年9月30日現在	平成24年9月30日現在内訳	
			三菱UFJ信託銀行	三井住友信託銀行
信託元本	3,793,682,334	3,696,811,560	2,653,907,179	1,042,904,381
簿価	3,777,064,495	3,675,785,737	2,640,621,817	1,035,163,920
時価	3,869,000,416	3,657,612,605	2,690,429,275	967,183,330
評価損益	91,935,921	-18,173,132	49,807,458	-67,980,590

信託元本……当財団からの委託資産額【拠出金総額－(退職給付金総額＋総幹事報酬)＋信託収益のうち元本化された額】

簿価……購入時の価格

時価……平成24年9月30日現在の価格

評価損益……時価と簿価の差額であり、プラスであれば購入時より値上がりしていることを表します。

*平成24年4月1日に住友信託銀行・中央三井信託銀行・中央三井アセット信託銀行の3行が合併し、「三井住友信託銀行」となりました。

2. 収益率（時価）

(1) 資産合計 (%)

	三菱UFJ信託銀行	三井住友信託銀行
修正総合利回り	-3.40	-2.80
時間加重収益率	-3.36	-2.76

(2) 資産別時間加重収益率

（％）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産合計
ベンチマーク	1.56	-12.66	-3.26	-2.99	
三菱UFJ信託銀行	1.19	-14.59	-3.33	-4.35	-3.36
三井住友信託銀行	1.82	-13.06	-3.31	-4.17	-2.76

修正総合利回り……評価損益も含めた総合的利回り。

時間加重収益率……コントロールできない現金の出入りの影響を取り除くことで、評価損益込みの運用成果をより正しく表わす利回り。

ベンチマーク……国内株式における TOPIX のような基準となる運用成果の指標（市場平均値）。

予め指示した資産構成割合で加重平均した資産全体のベンチマークを、「複合ベンチマーク」という。

3. 信託報酬 (単位：円)

総幹事報酬	1,888,244
運用報酬	8,556,160
合計	10,444,404

三菱UFJ信託銀行・三井住友信託銀行の合計額

要支給額……平成24年9月30日時点での加入者（65歳以上の者を除く。）全員の計算上必要とされる退職給付金の総額。

4. 要支給額に対する充足率 (平成24年9月30日現在)

要支給額 (A)	3,101,906,671 円
信託運用資産 (時価) (B)	3,657,612,605 円
差額 (B) - (A)	555,705,934 円
充足率 (B) ÷ (A)	117.91 %

5. 資産別運用状況 (時価)

(平成24年9月30日現在)

資産	基本構成比 (%)	三菱UFJ信託銀行		三井住友信託銀行		合計	
		金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)
国内債券	55.0	1,353,069,440	50.3	531,519,222	55.0	1,884,588,662	51.5
国内株式	20.0	559,403,889	20.8	184,803,506	19.1	744,207,395	20.4
外国債券	13.0	381,417,256	14.2	120,073,680	12.4	501,490,936	13.7
外国株式	9.0	342,491,499	12.7	103,147,278	10.7	445,638,777	12.2
その他	3.0	54,047,191	2.0	27,639,644	2.8	81,686,835	2.2
資産合計	100.0	2,690,429,275	100.0	967,183,330	100.0	3,657,612,605	100.0
信託元本		2,653,907,179		1,042,904,381		3,696,811,560	

基本構成比に対する変更許容幅……各行とも±7%

平成25年1月末信託運用状況報告 (平成24年10月～25年1月)

○ 平成24年10月から平成25年1月にかけての運用状況

三菱UFJ信託銀行・三井住友信託銀行の時価ベース収益率・資産運用状況は下記の表のとおりです。

国内・外国株式ともに上昇しました。また、内外の長期金利は概ね横ばい圏で推移しました。

国内株式は、11月中旬に野田前首相が衆議院解散を表明して以降、安倍現首相の発言等を受けて金融緩和への期待が高まり、円安が進行したことから、大幅に上昇しました。外国株式は、「財政の崖」を巡る不透明感から下落する局面も見られましたが、底堅い米国経済指標や欧州債務問題に対する懸念後退が支えとなるとともに、円安により大幅に上昇しました。国内債券は小幅プラスに留まりましたが、外国債券は円安により大幅に上昇しました。

これらのことから、時間加重収益率は、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式ともにプラスとなり、評価損益は、約3億8千9百万円の評価益となりました。

資産別時間加重収益率 (通期)

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産合計
ベンチマーク	1.80	11.49	16.42	22.58	
三菱UFJ信託銀行	136.00	10.25	16.07	20.31	8.16
三井住友信託銀行	2.06	11.40	16.14	22.28	7.74

運用機関別運用額

(単位：円)

	平成25年 1月31日現在	平成25年1月31日現在内訳	
		三菱UFJ信託銀行	三井住友信託銀行
信託元本	3,772,968,507	2,707,217,042	1,065,751,465
簿価	3,778,685,797	2,716,658,126	1,062,027,671
時価	4,167,677,645	3,068,170,474	1,099,507,171
評価損益	388,991,848	351,512,348	37,479,500

お知らせ

平成25年4月1日付の高知県社会福祉協議会への事業移管にともない「財団ニュース」は今回号で終了となりますが、名称変更し今後も情報発信を行っていく予定です。

また、各種情報は高知県社会福祉協議会ホームページ (<http://www.kochiken-shakyo.or.jp/>) から検索できるようになりますのでよろしくお願いいたします。

お問合わせ先

(財)高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団

TEL : 088-844-4865

FAX : 088-844-3852